

# 上 告 理 由 書

2015年5月28日

上告提起事件番号 平成27年(行サ)第75号

最高裁判所民事部 御中

《上告人1》 太田光征

〒271-0076 千葉県松戸市岩瀬46番地の2 さつき荘201号

《上告人2》 長岩 均

住所

《上告人3》 原 裕幸

住所

《上告人》 送達先

〒271-0076 千葉県松戸市岩瀬46番地の2 さつき荘201号

原告 太田光征

電話・ファクス：047-360-1470

《被上告人1》 送達先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 中央合同庁舎第2号館

被上告人1 中央選挙管理会

上記代表者 委員長 神崎浩昭

《被上告人2》 送達先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

被上告人2 千葉県選挙管理委員会

上記代表者 委員長 本木陸夫

《被上告人3》 送達先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号(県庁本庁舎3階)

被上告人3 埼玉県選挙管理委員会

上記代表者 委員長 滝瀬副次

《被上告人4》 送達先

〒163-8001 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎  
N39階

被上告人4 東京都選挙管理委員会

上記代表者 委員長 尾崎正一

## 目次

第1 定義等 .....	4
第2 関係法令 .....	5
第3 理由要旨 .....	7
1 選挙人は所属選挙区以外の選挙区についても選挙無効請求訴訟を提起できる（原告適格制限） .....	7
2 国会裁量権の合理性検討 .....	7
3 比例区における投票価値の格差の違憲性 .....	8
(1) 投票価値の定義と政党間1票格差 .....	8
(2) 定数配分の格差とそれに起因する投票価値の格差 .....	8
(3) ブロック間死票率格差（定数自体の格差、異定数・異種選挙制度の適用） .....	8
4 当選枠配分の格差（比例区の定数枠から無所属候補を締め出す小選挙区比例代表並立制は制限選挙規定であり違憲である） .....	8
5 比例区選挙の立候補者数規定は制限選挙規定であり違憲である .....	9
6 小選挙区における投票価値の格差の違憲性 .....	9
7 小選挙区制は優先的憲法要請と数科学的知見に違背し、違憲である ...	9
8 住所非保有者の選挙権制限（選挙無効の原因の制限） .....	10
9 高額選挙供託金規定は制限選挙規定であり違憲である .....	10
第4 理由 .....	10
1 選挙人は所属選挙区以外の選挙区についても選挙無効請求訴訟を提起できる（原告適格制限） .....	10
2 国会裁量権の合理性検討 .....	13
3 比例区における投票価値の格差の違憲性 .....	14
(1) 投票価値の定義と政党間1票格差 .....	14
(2) 定数配分の格差とそれに起因する投票価値の格差 .....	16
(3) ブロック間死票率格差（定数自体の格差、異定数・異種選挙制度の適用） .....	17
4 当選枠配分の格差（比例区の定数枠から無所属候補を締め出す小選挙区比例代表並立制は制限選挙規定であり違憲である） .....	18
5 比例区選挙の立候補者数規定は制限選挙規定であり違憲である .....	20
6 小選挙区における投票価値の格差の違憲性 .....	21
7 小選挙区制は優先的憲法要請と数科学的知見に違背し、違憲である ..	22
(1) 小選挙区制は憲法より普遍的といえる数科学的知見に違背して違憲 .....	22

(2) 小選挙区制は定量的憲法要請から導かれる定量的な選挙制度条件に適合せず違憲 .....	23
8 野宿者など住所非所有者の実質的な選挙権剥奪は制限選挙であり違憲である——住所非所有者も適正に生活保護を受給できるように、住所非所有者の選挙人名簿を調製して選挙の公正を確保できる（選挙無効の原因の制限） .....	24
9 高額選挙供託金規定は制限選挙規定であり違憲である .....	27
10 まとめ .....	29

## 第1 定義等

定義については、下記のほかは、訴状7ページ以降の「定義と出典」の通りである。

投票価値：政党・候補者の議席配分・獲得議席数に与える影響力

投票価値の格差：「1票の格差」以外の種々の類型を含む（訴状第2章第2節の表「投票価値の格差をめぐる従来の定数は正訴訟と本件訴訟の比較」を参照）

定数配分の格差：定数配分が有権者数／人口比例になっていない状態（小選挙区と小選挙区の間だけでなく、より広い都道府県の間での定数配分の格差を含む）

「1票の格差」（一般的な定義）：1議席当たりの有権者数ないし人口の選挙区間での比

「1票の格差」（本件選挙の比例区）：各ブロックにおける1議席当たりの「選挙当日の有権者数」を東北ブロックのそれで割った値

政党間1票格差：「諸政党を支持する有権者間の投票価値の格差」（読売新聞は「政党間」での「1議席あたりの得票数」を比較し、産経新聞も同様の比較としての「政党間での一票の格差」を指摘、訴状第2章第2節を参照）

比例区の政党間1票格差（全国レベル）： $(各党の「得票数 \div 獲得議席数」) \div (最小の「得票数 \div 獲得議席数」)$

小選挙区の政党間1票格差（全国レベル）： $(各党の「得票数 \div 獲得議席数」) \div (最小の「得票数 \div 獲得議席数」)$

公選法：公職選挙法

民訴法：民事訴訟法

行訴法：行政訴訟法

昭和39年2月26日大法院判決：最高裁昭和38年(才)第1081号同39年2月26日大法院判決・民集18巻2号353頁（原告適格制限）

昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷判決：最高裁昭和 39 年(行ツ)第 16 号同年 12 月 10 日第一小法廷判決・民集 18 卷 10 号 2055 頁（民衆訴訟解釈）

昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決：昭和 59 年（行ツ）第 339 号選挙無効請求事件  
昭和 60 年 7 月 17 日最高裁判所大法廷判決（国会裁量権の合理性検討）

言うまでもないが、以下で指摘する訴状部分などはもちろんのこと、訴状、準備書面、書証すべてが本理由書の前提となるものであり、理由を構成する。

## 第 2 関係法令

主要な関係法令を記載しておく。

### 公職選挙法

（衆議院議員又は参議院議員の選挙の効力に関する訴訟）

第二百四条 衆議院議員又は参議院議員の選挙において、その選挙の効力に関し異議がある選挙人又は公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者又は候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等又は参議院名簿登載者）は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、当該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

（選挙の無効の決定、裁決又は判決）

第二百五条 選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

### 民事訴訟法

（上告の理由）

第三百十二条 上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。

2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することができる。ただし、第四号に掲げる事由については、第三十四条第二項（第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による追認があったときは、この限りでない。

一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

二の二 日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したこと。

三 専属管轄に関する規定に違反したこと（第六条第一項各号に定める裁判所が第一審の終局判決をした場合において当該訴訟が同項の規定により他の裁判所の専属管轄に属するときを除く。）。

四 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

五 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。

六 判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。

3 高等裁判所にする上告は、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由とするときも、することができる。

（上告受理の申立て）

第三百十八条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

2 前項の申立て（以下「上告受理の申立て」という。）においては、第三百十二条第一項及び第二項に規定する事由を理由とすることができない。

3 第一項の場合において、最高裁判所は、上告受理の申立ての理由中に重要でないとするものがあるときは、これを排除することができる。

4 第一項の決定があつた場合には、上告があつたものとみなす。この場合においては、第三百二十条の規定の適用については、上告受理の申立ての理由中前項の規定により排除されたもの以外のものを上告の理由とみなす。

5 第三百十三条から第三百十五条まで及び第三百十六条第一項の規定は、上告受理の申立てについて準用する。

行政事件訴訟法

（民衆訴訟）

第五条 この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。

(訴えの提起)

第四十二条 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。

裁判所法

(裁判所の権限)

第三条 裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

### 第3 理由要旨

原審判決は、すべての争点について、昭和59年(行ツ)第339号選挙無効請求事件昭和60年7月17日最高裁判所大法廷判決で要求された「国会裁量権の合理性検討」を怠り、憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」(第14条1項)、「公務員の選定権」(第15条1項)、「全国民を代表する選挙」(第43条1項)、「議員・選挙人資格の差別禁止」(第44条)の解釈を誤っているから、民事訴訟法第312条1項「判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」および同法第312条2項6号「判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること」に該当し、破棄を免れない。

#### 1 選挙人は所属選挙区以外の選挙区についても選挙無効請求訴訟を提起できる(原告適格制限)

原審判決は昭和39年2月26日大法廷判決を根拠に、公選法第204条の解釈では、選挙訴訟を公益上の要請に応える民衆訴訟(行訴法第5条)ではなく、具体的権利義務に係る「法律上の争訟」(裁判所法第3条1項)と見なす立論を利用して所属選挙区以外についての訴えが認められないと主張し、憲法32条の解釈では、所属選挙区以外についての訴えが法律上の争訟ではないから裁判権を認めなくともよいと主張しており、昭和39年12月10日第一小法廷判決に違背する形で理由齟齬の極致を成している。憲法第32条の解釈を誤っている。

#### 2 国会裁量権の合理性検討

「国会裁量権の合理性検討」とは、法律内容の違憲性と実際的事態的な立法目的・効果の合理性を天秤にかけるという、本来は憲法違反の比較評価枠組みたる昭和60年7月17日大法廷判決が課した義務を指す。原審判決はこの義務に従わず理由不備を犯し、架空の立法目的を捏造・主張している。

### 3 比例区における投票価値の格差の違憲性

#### (1) 投票価値の定義と政党間1票格差

平成24年10月17日大法廷判決による投票価値の格差一般の定義によれば政党間1票格差も投票価値の格差であるが、原審判決は同定義を削除して理由なく政党間1票格差を投票価値の格差ではないと判断している。政党の重要性を選挙制度に盛り込むことは憲法の予定するところであると主張しながら、政党間1票格差の解消が憲法要請ではないと主張する原審判決は、実に手前勝手な立論で、理由齟齬を来している。

#### (2) 定数配分の格差とそれに起因する投票価値の格差

投票後でも定数配分の格差の解消は容易で、その結果として各党の議席配分が変わるため、定数配分の格差が不合理な程度の投票価値の格差（政党・候補者の議席配分・獲得議席数に与える影響力の格差）を発生させている。原審判決は実際の立法目的を検討せず、「政策的目的ないし理由」などの架空の立法目的を持ち出して定数配分の格差とそれに起因する投票価値の格差を合理化しようとし、理由不備を犯している。

#### (3) ブロック間死票率格差（定数自体の格差、異定数・異種選挙制度の適用）

比例代表制では同一投票結果・同一価値でなければならないが、ブロック間で異定数・異種選挙制度を適用することで、それが損なわれている。原審判決は異定数・異種選挙制度を適用すること（ブロック間死票率格差を放置すること）の立法目的・効果の存在とその合憲性・合理性を何ら立証していない。

### 4 当選枠配分の格差（比例区の定数枠から無所属候補を締め出す小選挙区比例代表並立制は制限選挙規定であり違憲である）



政党の重要性を選挙制度に盛り込むことと、無所属議員の重要性を選挙制度で無視することは、同じではない。政党の重要性は政党を選ぶ拘束名簿式比例代表制で十分に担保されている。1人名簿式比例代表制を導入するなどして当選枠配分の格差を是正しても、政党の重要性は減却しない。原審判決は争点を政党を媒介とする選挙制度にすりかえて理由不備・理由齟齬を犯している。

## 5 比例区選挙の立候補者数規定は制限選挙規定であり違憲である

原審判決は、政党要件のない政治団体にのみ各比例区ブロックの定数の2割の候補者擁立を義務付けた比例区立候補要件の立法目的を政策本位、政党本位の選挙の実現とするが、選挙で政党よりも得票数すなわち国民の政治的意思が多く集まり、政党よりも支持される政治団体が存在する今日、政党と政党要件のない政治団体を区別しなければ政策本位、政党本位の選挙が実現しない点について、何ら反証していない。

## 6 小選挙区における投票価値の格差の違憲性

定数配分の格差とそれに起因する1票の格差を是正するために都道府県間で移動すべき議席数は最低でも13議席あり、1票の格差の最小化には程遠く、違憲性は免れない。原審判決は現行区割りの立法目的・効果の存在とその合憲性・合理性を立証していない。投票価値の格差の是正の必要性すなわち違憲性を認めながら違憲ではないとする論は破綻しており、投票価値の「著しい格差」とその是正努力・期間を組み合わせる判断枠組みは憲法上の根拠がない。投票価値の格差を最小化するのでなければ格差解消の見通しは立たない。0増5減は無所属候補に対する当選枠配分の格差をさらに拡大して選挙制度の違憲性を強めるから、論外である。定数配分の格差に小選挙区より広い地域で党派支持率の不均衡が相乗して政党間1票格差を拡大する可能性がある問題について、原審判決は何ら反証していない。

## 7 小選挙区制は優先的憲法要請と数科学的知見に違背し、違憲である

小選挙区制は多数意見さえ測定できないというコンドルセのパラドックスがある。原審判決は小選挙区制が「全国民の代表」（憲法第43条1項）に反することを示す同パラドックスに反証せず理由不備を犯し、小選挙区選出議員が全国民の代表であると主張して、同条の解釈を誤っている。

平等な国民主権を院内まで保障し、憲法前文「国民の厳粛な信託」、第43条「全国民を代表する選挙」という定量的要請に応えるには、選挙で投票者の総

意が生票として議席に反映され、主権者の総意が院内に反映されなければならない。死票の最小化が定量的憲法要請から導かれる定量的な選挙制度条件である。原審判決は、小選挙区制による死票最大化の立法目的・効果の存在とその合憲性・合理性も示さずに理由不備を犯し、これら憲法条項の解釈を誤っている。

## 8 住所非保有者の選挙権制限（選挙無効の原因の制限）

原審判決が支持する昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷判決（民衆訴訟解釈）に従えば、選挙人が特定の選挙人ではない住所非保有者一般に係る選挙規定の違反を選挙訴訟で主張することは、公益上の要請から認められて当然であるのに、原審判決は相反する主張をしており、理由齟齬を来している。原審判決は住民基本台帳法などの膨大な訴状争点に対する反証をしていない。

## 9 高額選挙供託金規定は制限選挙規定であり違憲である

原審判決は真に国民の政治意思を形成するという趣旨の架空の立法目的に照らして選挙供託金を判断しており、理由不備を犯している。参照判決も理由不備であり、理由となっていない。

## 第 4 理由

### 1 選挙人は所属選挙区以外の選挙区についても選挙無効請求訴訟を提起できる（原告適格制限）

原審原告らは第 47 回衆議院議員総選挙（2014 年衆院選）の無効を求める本件訴訟で所属選挙区以外についても選挙無効請求訴訟を提起したが、原審判決は選挙訴訟を規定する公選法第 204 条について「選挙の効力に関し異議がある選挙人とは、当該選挙区に所属する選挙人に限る趣旨と解するのが相当である（最高裁昭和 38 年(オ)第 1081 号同 39 年 2 月 26 日大法廷判決・民集 18 卷 2 号 353 頁参照）」（19 ページ）と判示する（以下、同判決を昭和 39 年 2 月 26 日大法廷判決と称する）。

しかし、公選法第 204 条は選挙訴訟の提訴権者を「その選挙の効力に関し異議がある選挙人又は公職の候補者」とだけ規定しており、原告適格を制限していない。訴状 17 ページと原審準備書面（2）で反証した通り、上記解釈は明治時代以来の衆議院議員選挙法の歴史および公選法内部体系と矛盾して失当しており、また以下で補足するように最高裁昭和 39 年(行ツ)第 16 号同年 12 月 10

日第一小法廷判決・民集 18 卷 10 号 2055 頁（以下、昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷判決と称する）にも違背する。

公選法第 204 条を上記のように解釈した昭和 39 年 2 月 26 日大法廷判決の根拠は、その原審裁判所たる仙台高等裁判所による判決理由を是認している次の部分（359 項）である。

「選挙訴訟を提起し得るものを当該選挙区の選挙人に限るとした結果」その選挙区の選挙人でない議員候補者は、その選挙の結果に最も深い利害関係を有しながら、その効力を争い得ないと言う事態が生じ得ることとなり、極めて不合理であるからに外ならない。のみならずもし右選挙人が選挙区の如何を問わず全選挙人を含むとすれば選挙人でない議員候補者もあり得ないので、選挙人の外に特に議員候補者を挙げるが無意味とならねばならない。

昭和 39 年 2 月 26 日大法廷判決の立論は、選挙訴訟の目的の 1 つを候補者の権利保護とし、従って選挙訴訟を民衆訴訟（行訴法 5 条）ではなく「法律上の争訟」（裁判所法 3 条 1 項）と見なす判断を内包しており、本件原審判決による選挙訴訟・民衆訴訟（行訴法 5 条）の下記解釈、すなわち下記の昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷判決に違背する形で理由齟齬を来し、公選法第 204 条の上記解釈が失当している所以の 1 つとなっている（民訴法第 318 条 1 項に該当）（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

行訴法第 5 条 この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。

本件原審判決（19 ページ）「選挙訴訟は、選挙人たる資格という自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起する民衆訴訟（行政事件訴訟法 5 条）であって、自由公正を欠く違法な選挙の結果を排除する公益上の要請から認められた制度であり、候補者や特定の選挙人の権利利益の保護救済を直接その目的とするものではない（最高裁昭和 39 年（行ツ）第 16 号同年 12 月 10 日第一小法廷判決・民集 18 卷 10 号 2055 頁参照）」

公選法第 204 条を上記のように解釈すると、実態面でも、昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷判決がいう選挙訴訟の公益上の要請に応えることができない。何となれば、本件訴訟で争点とする選挙規定違反（公選法第 205 条 1 項）は複数

選挙区にまたがる定数配分・区割り規定などの違反であって、投票価値の格差（政党・候補者の議席配分・獲得議席数に与える影響力の格差）は複数選挙区にまたがって発生する関係性の違憲性であり、不当に損をしている選挙区および不当に得をしている選挙区併せて、所属選挙区も所属選挙区以外の選挙区も等しく違憲なのであるから、関係する選挙区すべての結果について無効を求めなければ、違法な選挙の結果（国会の違法な議席構成）を排除する公益上の要請に応えることができないからである。例えば、議席当たり有権者数／人口の多過ぎる選挙区と少な過ぎる選挙区が揃って初めて投票価値の格差が発生する場合、両選挙区を無効としなければ、違憲性は解消しない。公選法第 204 条の上記解釈はやはり昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷判決に違背する形で理由齟齬を来し、失当している（民訴法第 318 条 1 項に該当）（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

原審判決は「所属選挙区以外の選挙区の選挙の結果についての訴えは、当該選挙人自身の具体的権利義務に影響のある場合にその権利義務について争うものではなく、かかる具体的権利義務には直接関係のない事項については、特別の規定のない限り（裁判所法 3 条 1 項後段参照）、当該選挙人に出訴の権利、言い換えれば裁判を受ける権利を認めなくとも憲法 32 条に違反するものではない（前掲最高裁昭和 39 年 2 月 26 日大法廷判決参照）」（19 ページ）と判示する。

しかし、所属選挙区以外についての訴えが具体的権利義務に関係ないならば、まさしく民衆訴訟（行訴法第 5 条）として特別に規定（同法第 42 条、裁判所法第 3 条 1 項）された選挙訴訟（公選法第 204 条）であるから、行訴法第 42 条と公選法第 204 条に適合する選挙人一般がこのような訴訟を提起できる。原審判決は行訴法第 5 条、同法第 42 条、公選法第 204 条の解釈と適用を誤っている（民訴法第 318 条 1 項に該当）。

以上のように、原審判決は昭和 39 年 2 月 26 日大法廷判決を根拠に、公選法第 204 条の解釈では、選挙訴訟を公益上の要請に応える民衆訴訟（行訴法第 5 条）ではなく、具体的権利義務に係る「法律上の争訟」（裁判所法第 3 条 1 項）と見なす立論を利用して所属選挙区以外についての訴えが認められないと主張し、憲法 32 条の解釈では、所属選挙区以外についての訴えが法律上の争訟ではないから裁判権を認めなくともよいと主張しており、昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷判決に違背する形で理由齟齬の極致を成している（民訴法第 318 条 1 項に該当）（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

一方で、所属選挙区以外についての訴えは具体的権利義務に係る訴えでもある。何となれば、これを認めないことは、憲法前文で規定された正当な選挙を受ける権利という具体的権利を侵害された場合に、この権利の保護について提訴する権利を奪うことになるからである。前述した通り、選挙結果（国会の議

席構成)は全選挙区の結果の集積として所属選挙区に関係なく一体不可分的に確定するのであり、複数の選挙区にまたがる投票価値の格差(政党・候補者の議席配分・獲得議席数に与える影響力の格差)が不当な選挙結果(国会の不当な議席構成)の原因である場合、正当な選挙を受ける権利は全選挙区で正当な選挙結果(国会の正当な議席構成)を享受する権利のことにほかならない。また、国会の議席構成としての選挙結果が不当であれば選挙人一般の種々の具体的権利(労働者派遣法の改定による権利制限など)に係る具体的法案の成否に不当な影響を及ぼすからである。原審判決は裁判所法3条1項の適用を誤っている。

ただもともと、憲法第32条は裁判を受けるという権利に一切の制限を設けていないから、「具体的権利義務」なる制限条件を「法律上の争訟」に読み込む裁判所法3条1項で同権利を制限できるとする解釈は、手前勝手な外形的立憲主義の主張で違憲である(民訴法第312条1項に該当)。

よって、原審判決は原告適格制限について、昭和39年12月10日第一小法廷判決に違背する形で理由齟齬の極致を成し、憲法第32条の解釈を誤り、行訴法第5条、同法第42条、公選法第204条の解釈と適用を誤っている(民訴法第312条1項に該当)(民訴法第318条1項に該当)(民訴法第312条2項6号に該当)。

## 2 国会裁量権の合理性検討

「国会裁量権の合理性検討」とは、法律内容の違憲性と実際の実態的な立法目的・効果の合理性を天秤にかけるという、本来は憲法違反の比較評価枠組みたる下記最高裁判例が課した義務を指す。

上告人らはこの比較評価枠組みに同意しないが、国会裁量権の合理性で選挙規定の違憲性を覆そうという原審判決は、この比較評価枠組みにさえ従わず、選挙規定についての実際の実態的な立法目的、すなわち国会裁量権が行使された実際の立法目的の合憲性・合理性を検討するのではなく、架空の立法目的を捏造・主張し、選挙規定についての憲法違反の事実を正当化すべき特別の理由も示さず、ただ根拠なく国会裁量権の合理性を主張するのみで、下記最高裁判例に違背する形で理由不備を犯している(民訴法第312条2項6号に該当)(民訴法第318条1項に該当)。

「国会裁量権の合理性検討」

「それゆえ、国会が定めた具体的な選挙制度の仕組みの下において投票価値の不平等が存する場合に、それが憲法上の投票価値の平等の要求に

反しないかどうかを判定するには、憲法上の投票価値の平等の要求と前記の選挙制度の目的とに照らし、右不平等が国会の裁量権の行使として合理性を是認し得る範囲内にとどまるものであるかどうかにつき、検討を加えなければならない。」

「右の見地に立つて考えても、公職選挙法の制定又はその改正により具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票の有する価値に不平等が存し、あるいはその後の人口の異動により右のような不平等が生じ、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしやくしてもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、右のような不平等は、もはや国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されざるを得ないものというべきである。」

「しかるに本件において、投票価値の不平等状態が違憲の程度に達した時から本件選挙までの間に右較差の是正が何ら行われることがなかつたことは、投票価値の不平等状態が違憲の程度に達したかどうかの判定は国会の裁量権の行使として許容される範囲内のものであるかどうかという困難な点にかかるものである等のことを考慮しても、なお憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかつたものと評価せざるを得ない。したがって、本件議員定数配分規定は、本件選挙当時、憲法の選挙権の平等の要求に反し、違憲と断定するほかはない。」（昭和59年（行ツ）第339号選挙無効請求事件昭和60年7月17日最高裁判所大法廷判決、以下「昭和60年7月17日大法廷判決」「国会裁量権の合理性検討」と称する。一般的には「憲法上の投票価値の平等の要求」を「憲法上の要求」、「右不平等」を「憲法上の要求からの乖離」と読み替えることができる）

### 3 比例区における投票価値の格差の違憲性

#### (1) 投票価値の定義と政党間1票格差

原審判決はいわゆる「1票の格差」について「選挙区割りや議員定数の配分を決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準としているというべきである」（22ページ、以下「有権者数／人口比例原則」と称する）と判示し、選挙区の有権者数／人口を選挙区定数で除した数値の平等が憲法要請である旨を主張するが、

こうした基準を憲法は明示していない。同様に、原審判決は「政党間1票格差」について「選挙人の投票価値の平等を、投票した政党ごとの獲得議席の有無やその数を基準にして判断するという憲法上の要請を見いだすことはできず」（22～23ページ）と判示し、政党の獲得議席数を得票数で除した数値の平等が憲法要請ではない旨を主張するが、確かにこうした基準も憲法は直接的には規定していない。

憲法が要請しているのは、1票の格差や政党間1票格差だけの排除ではなく、投票価値の平等一般であり、過去判決も「憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解されるとされる」（平成23年（行ツ）第64号選挙無効請求事件平成24年10月17日最高裁判所大法廷判決・集民第241号91頁、以下「平成24年10月17日大法廷判決」）と、投票価値を投票の有する影響力と定義した上で、投票価値の格差一般を違憲と判断しているのである。

原審原告らは訴状8ページで投票価値を「政党・候補者の議席配分・獲得議席数に与える影響力」と明確に定義し、有権者数／人口比例原則に反する定数配分の格差に起因する「1票の格差」、「政党間1票格差」、「ブロック間死票率格差」（定数自体の格差）などを峻別し、これらを「投票価値の格差」の類型であると指摘した。国会議員は選挙区の代表ではなく全国民の代表であることからして、投票価値を考える場合の有権者グループの区分け基準は選挙区だけでなく、投票先政党別など、種々に考えられるのである（訴状13ページの表「投票価値の格差をめぐる従来の定数是正訴訟と本件訴訟の比較」参照）。

しかるに原審判決は「憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解されるとされる」（21ページ）と判示し、平成24年10月17日大法廷判決による投票価値の定義「投票の有する影響力」を削除して、理由なく「1票の格差」だけが「投票価値の格差」だと判断し、理由なく「政党間1票格差」を「投票価値の格差」ではないと判断し、理由不備を犯している（民訴法第318条1項に該当）（民訴法第312条2項6号に該当）。

後述するように政党の重要性を選挙制度に盛り込むことは憲法の予定するところであると主張しながら、政党間1票格差の解消が憲法要請ではないと主張する原審判決は、実に手前勝手な立論で、理由齟齬を来している（民訴法第312条2項6号に該当）。

よって、原審判決は投票価値の格差一般と政党間1票格差について、昭和60年7月17日大法廷判決（国会裁量権の合理性検討）に違背する形で理由不備を犯し、平成24年10月17日大法廷判決に違背する形で、憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」（第14条1項）、「公務員の選定権」（第15条1項）、「全国民を代表する選挙」（第43条1項）、

「議員・選挙人資格の差別禁止」（第 44 条）の解釈を誤っている（民訴法第 312 条 1 項に該当）（民訴法第 318 条 1 項に該当）（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

## （2）定数配分の格差とそれに起因する投票価値の格差

原審判決は 22 ページで、本件選挙の比例ブロック間で定数配分が厳密に有権者数／人口比例になっていないことを原審原告らが指摘するにとどまり、比例区選挙で定数配分の格差が不合理な程度の投票価値の格差をもたらしていない旨を主張する。

しかし、訴状 20～22 ページで指摘した通り、投票後でも比例ブロック間で定数配分を容易に有権者数／人口比例にでき、定数配分の格差を是正することで各党の議席配分が変わるため、定数配分の格差が不合理な程度の投票価値の格差（政党・候補者の議席配分・獲得議席数に与える影響力の格差）を発生させていることは明らかである。不合理な投票価値の格差を投票後に容易に解消できるのに本件選挙の定数配分の格差を是正せずに放置しておくことの立法目的・効果の存在とその合憲性・合理性について、原審判決は理由不備を犯している（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

原審判決は、選挙制度を決定するに当たって「政策的目的ないし理由」（21 ページ）「種々の政策的及び技術的考慮要素」「国会において通常考慮し得る諸般の要素」（22 ページ）を考慮する必要があると主張しているが、これらが具体的に何であるのかをまったく示しておらず、架空の立法目的を持ち出しているだけであり、明明白白な理由不備を犯している（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

当然ながら、訴状 41～42 ページで指摘した通り、比例代表制の実際の立法目的は、少数意見の反映であり、これこそが合憲・合理的であり、国会裁量権の範囲内にある。

原審判決は、このように本件選挙の定数配分の立法・効果の存在とその合憲性・合理性を立証していない一方で、「憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される」（21 ページ）と主張しているのだから、投票価値の平等を「選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準」とする選択肢しかないのに、「投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである」（21 ページ）と矛盾する結論を主張しており、理由齟齬を犯している（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。



同様に原審判決は 22 ページで、選挙区割りや議員定数の配分を決定するための一定の客観的基準が存在しない旨を主張する。しかし、訴状 33 ページで指摘した通り、死票の最小化という客観的定量的基準が憲法から導かれる。

よって、原審判決は定数配分の格差とそれに起因する投票価値の格差について、昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決（国会裁量権の合理性検討）に違背する形で、憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」（第 14 条 1 項）、「公務員の選定権」（第 15 条 1 項）、「全国民を代表する選挙」（第 43 条 1 項）、「議員・選挙人資格の差別禁止」（第 44 条）の解釈を誤り、理由不備・理由齟齬を犯している（民訴法第 312 条 1 項に該当）（民訴法第 318 条 1 項に該当）（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

### (3) ブロック間死票率格差（定数自体の格差、異定数・異種選挙制度の適用）

原審判決は、「ブロック間死票率格差」（定数自体の格差）、すなわちブロック間で異なる定数、従って異なる選挙制度（異定数・異種選挙制度）を適用することの違憲性について、「死票はいかなる選挙制度であっても生ずるもの」（23 ページ）だから問題がない旨を主張しているが、投票価値の平等から要請される死票の最小化という争点をはぐらかしている。投票価値の平等から要請される1票の格差の最小化が争点の場合に「1票の格差はいかなる選挙制度であっても生ずるもの」だから問題がないとする論と同様に暴論である。

議員 1 人当たりの当選に要する得票数を同一にするような選挙制度を設けることは可能であり、こうした選挙制度の場合、死票は議員 1 人当たりの当選に要する得票数未満に抑制できる。これに近似させた選挙制度が比例代表制にほかならない。対して小選挙区制では、例えば第 46 回衆議院議員総選挙（2012 年衆院選）において、死票率は 56%にも達している。2014 年衆院選における「ブロック間死票率格差」（定数自体の格差）の最大は、九州ブロック（定数 21、死票率 4.39%）を基準に、四国ブロック（定数 6、死票率 15.76%）の 3.59 倍にも及んだ（訴状 22 ページ）。

このように選挙制度や定数の違いは死票の程度において決定的な違いをもたらす。少なくとも本件選挙の四国ブロックの定数 6 や二桁の死票率はもはや比例代表制とはいええず、その立法目的である少数意見の反映から乖離している。特に、訴状 18 ページで示したように、東北ブロックより四国ブロックで得票率が高い政党および同党に投票した有権者が前者で候補者を当選させることができ、後者で候補者を当選させることができなかつた事態は、現行の定数規定は同一の投票結果であったとしても比例ブロック間で投票価値（投票の有する影

響力) の格差をもたらす場合があることを示している。比例代表制における投票価値は、得票率に応じて議席を獲得できる権利にはかならず (同一投票結果・同一価値)、ブロック間死票率格差があることは当然ではないのである。

訴状では「比例区の議席を全国得票数に基づいて配分することでブロック間死票率格差を解消すれば、議席は次世代の党が4増、社会民主党が3増、生活の党が3増し、全党の死票率は7.48%から0.72%に減少する」(23ページ)ことを示した。定数配分の格差に起因する1票の格差と同様に、ブロック間死票率格差(定数自体の格差)とそれに起因する政党間1票格差も、投票後に容易に解消できる事実があるのである。

しかるに原審判決は、「死票はいかなる選挙制度であっても生ずるものであり、各選挙区間において死票率に差があることから、現行の公職選挙法における各選挙区の定数の配分が、直ちに、国会の裁量の限界を超えるものであるということができないものではない。」(23ページ)と判示する。

ブロック間で異定数・異種選挙制度を適用することで比例代表制本来の立法目的である少数意見の反映が損なわれ、投票価値の格差が生じているのに、原審判決は異定数・異種選挙制度を適用すること(ブロック間死票率格差を放置すること)の立法目的・効果の存在とその合憲性・合理性を何ら立証していない。

よって、原審判決は比例区における投票価値の格差と異定数・異種選挙制度の適用について、昭和60年7月17日大法廷判決(国会裁量権の合理性検討)に違背する形で、憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」(第14条1項)、「公務員の選定権」(第15条1項)、「全国民を代表する選挙」(第43条1項)、「議員・選挙人資格の差別禁止」(第44条)の解釈を誤り、理由不備を犯している(民訴法第312条1項に該当)(民訴法第318条1項に該当)(民訴法第312条2項6号に該当)。

#### 4 当選枠配分の格差(比例区の定数枠から無所属候補を締め出す小選挙区比例代表並立制は制限選挙規定であり違憲である)

原審原告らは、訴状31ページで、無所属候補にとって小選挙区の定数295議席分だけが当選枠で、比例区の定数180議席分を無所属候補の当選枠から除外する「当選枠配分の格差」は違憲である、政党候補は当選しやすい比例区と当選しにくい小選挙区の2つから選択できるが無所属候補は当選しにくい小選挙区しか選択できない差別は違憲である、1人名簿式比例代表制などによって当選枠配分の格差は解消される、と主張している。

しかるに原審判決は、25 ページで、無所属議員の重要性を無視しながら、政党の重要性のみに言及して、また無所属候補が小選挙区に立候補できることをもって、当選枠配分の格差を放置し、1 人名簿式比例代表制などを導入しないことが、無所属候補の立候補の自由や選挙権の行使を不当に制限するものとはいえず、国会の裁量の範囲に属することが明らかである旨、判示する。

しかし、この主張は、女性議員の重要性を考慮して、女性だけが比例区と小選挙区のいずれからも立候補でき、男性だけが小選挙区からしか立候補できないような選挙制度を是認するようなものである。女性の重要性和男性の重要性をいずれも平等に制度化することは可能である。ただしそもそも憲法は候補者を重要性などの属性で差別・区別することを容認していない。

原審判決は「政党を媒介として国民の政治意思を反映させる選挙制度を採用することが、その裁量の範囲に属することは明らかといわなければならない(最高裁平成 15 年(行ツ)第 15 号同 16 年 1 月 14 日大法廷判決民集 58 卷 1 号 1 頁参照)」と判示する。

しかし、訴状 32 ページで示した通り、参照判決は参議院の非拘束名簿式比例代表制について、政党所属候補に対する投票を政党に対する投票と見なす点の違憲性が争点となったもので、こうした投票の合憲性・合理性が認められるという意味で政党の重要性を選挙制度に盛り込むための理由にはなっても、平等原則などの優先的憲法要請を無視して無所属候補を差別してよいとする理由を提供しないから、原審判決の上記判示は訴状で主張していない争点に対して判断しているに過ぎない。理由齟齬を犯している(民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当)。

原審原告らは小選挙区比例代表並立制の比例区選挙について、候補者個人ではなく政党を選ぶ側面が違憲だと主張しているのではなく、比例区の定数 180 議席分の当選枠で政党ないし政党候補は選べるが無所属候補は選べない差別性を違憲だと主張しているのである(現行の比例区が政党の重要性を考慮しない中選挙区などであっても同様)。政党の重要性を選挙制度に盛り込むことと、無所属議員の重要性を選挙制度で無視することは、同じではない。

原審判決の立場に立てば、無所属議員の重要性を選挙制度で無視するためには、政党の重要性が無所属議員の重要性を上回ることを立証する必要があるが、原審判決は何ら立証していない(民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当)。

政党の重要性は政党を選ぶ拘束名簿式比例代表制で十分に担保されている。従って、現行の拘束名簿式比例代表制のまま、当選枠配分の格差を是正しても、例えば 1 人名簿式比例代表制を導入しても、政党を選べるのだから、政党の重要性は滅却しない。しかし、原審判決はこの点について何ら反証していない(民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当)。

原審判決は、無所属候補が小選挙区に立候補できることをもって当選枠配分の格差は合憲である旨、主張する。しかし、無所属候補の小選挙区のみへの立候補は、政党候補は当選しやすい比例区と当選しにくい小選挙区の2つから選択できるが無所属候補は当選しにくい小選挙区しか選択できないという立候補権ひいては選挙権の内容の差別性（支持する類型の候補者に対する投票の機会の数、候補者にとっての当選機会の数、当選しやすさの差別）を解消する理由にはならず、当選枠配分の格差の違憲性は解消されない。ここでも理由不備を犯している（民訴法第312条2項6号に該当）。

よって、原審判決は当選枠配分の格差について、昭和60年7月17日大法廷判決（国会裁量権の合理性検討）に違背する形で、憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」（第14条1項）、「公務員の選定権」（第15条1項）、「全国民を代表する選挙」（第43条1項）、「議員・選挙人資格の差別禁止」（第44条）の解釈を誤り、理由不備・理由齟齬を犯している（民訴法第312条1項に該当）（民訴法第318条1項に該当）（民訴法第312条2項6号に該当）。

## 5 比例区選挙の立候補者数規定は制限選挙規定であり違憲である

公職選挙法第86条の2は、政党要件のない政治団体にのみ各比例区ブロックの定数の2割の候補者擁立を義務付けた比例区立候補要件（以下、「候補者2割要件」と称する）を規定している。その結果、政党要件のない政治団体が政党よりも多くの候補者を擁立しなければならない差別性を生む場合がある。

原審判決は、26ページで、国民の政治的意思を集約するための組織を持つことが立候補組織の要件であるとの認識の下、同条の立法目的を政策本位、政党本位の選挙の実現とし、候補者2割要件は国会の裁量の範囲内である旨、判示する。

しかし、訴状39ページで示した通り、選挙で政党よりも得票数すなわち国民の政治的意思が多く集まり、政党よりも支持される政治団体が存在する今日、国民の政治的意思を集約するための組織として、政党要件のない政治団体が政党より優れている場合のあることが実証されている。従って、有権者が支持する政治団体よりも既存の政党を立候補要件で優遇することの合理性は失われている。にもかかわらず、政党要件のない政治団体が政党よりも過重な候補者2割要件ひいては荷重な選挙供託金負担を強いられている。

このいわばねじれ状況は、原審判決の立場に立っても不合理なはずであるが、原審判決はこの不合理性を抱えたまま政党と政党要件のない政治団体を区別し

なければ政策本位、政党本位の選挙が実現しない点について、何ら反証していない（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

よって、原審判決は候補者 2 割要件について、昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決（国会裁量権の合理性検討）に違背する形で、憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」（第 14 条 1 項）、「公務員の選定権」（第 15 条 1 項）、「全国民を代表する選挙」（第 43 条 1 項）、「議員・選挙人資格の差別禁止」（第 44 条）の解釈を誤り、理由不備を犯している（民訴法第 312 条 1 項に該当）（民訴法第 318 条 1 項に該当）（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

## 6 小選挙区における投票価値の格差の違憲性

原審判決は、小選挙区選挙の場合の争点について、比例区選挙の場合と同様の趣旨を判示している。従って、上告理由は比例区選挙の場合と同一であるが、念のため補足しておく。

原審原告らの主張は「選挙人数又は人口に厳密に比例して定数が配分されていないということを指摘するにとどまるもの」（原審判決 23 ページ）ではなく、訴状 30 ページのまとめで示したように、小選挙区では「定数配分の格差」が許容できない「1 票の格差」（選挙区間）と「投票価値の格差」「政党間 1 票格差」（全国レベル、最大 82.78 倍）をもたらしているから違憲であり、本件選挙の小選挙区選挙は違憲無効である、と主張しているのである。

原審判決は、「原告らは、定数配分の格差の結果、本件総選挙当時、小選挙区選挙の選挙区において、1 議席当たりの選挙人数が、最少の宮城県第 5 区に比べ、原告太田の所属する千葉県第 6 区が 1.52 倍、原告長岩の所属する埼玉県第 9 区が 1.75 倍、原告原の所属する東京都第 18 区は 1.82 倍となっていた旨主張するが、このような状態が、国会の裁量の限界を超えるものということができなことは明らかである」（23～24 ページ）と判示する。

しかし、定数配分の格差とそれに起因する 1 票の格差を是正するために都道府県間（原審原告らの属する東京・千葉・埼玉を含む）で移動すべき議席数（都道府県をまたぐという条件を除外しているので区割り変更は比較的容易）は最低でも 13 議席であることを訴状 26～27 ページで示した通り、現行の区割りは 1 票の格差の最小化には程遠く、違憲性は免れない。原審判決の立場に立てば、現行区割りに基づく 1 票の格差の放置の立法目的・効果の存在とその合憲性・合理性を立証しなければならないはずだが、原審判決は怠っている（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

原審判決は24ページで、本件選挙当時で最大の「1票の格差」（基準：宮城県第5区）は東京都第1区の2.13倍程度（甲1、弁論の全趣旨）であったが、1人別枠方式の廃止と選挙区数の0増5減が実現し、平成25年法律第68号による改正後の公職選挙法に基づく区割りでは1票の格差が2倍未満に是正されており、その後も国会で投票価値の格差の是正に向けた見直しがなされている最中で、現行の1票の格差が本件選挙当時に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつて憲法上要求される合理的期間内にその是正がされなかったということはできない旨を主張している。

しかし、投票価値の格差の是正の必要性すなわち違憲性を認めながら違憲ではないとする論は明らかに破綻している。是正のための「憲法上要求される合理的期間」なるものを導く憲法条項は一切ない。1人別枠方式は実質的にも区割りに残っており、1人別枠方式の廃止が自動的に1票の格差の最小化を保障しないから、格差是正の努力として十分でないし、そもそも努力によって違憲性を免除するための憲法条項はない。原審準備書面（1）で述べた通り、0増5減は無所属候補に対する当選枠配分の格差をさらに拡大して選挙制度の違憲性を強めるから、論外である。

投票価値の「著しい格差」とその是正努力・期間を組み合わせる判断枠組みは破綻している。「著しい格差」は、格差2倍未満なら許されるという根拠のない疑似定量的な主観が入りこむ余地を与える。投票価値の格差を定量的な制度設計で最小化する努力が懸命になされたかどうかだけが問われるのである。そうでなければ格差解消の見通しは立たない。

定数配分の格差に小選挙区より広い地域で党派支持率の不均衡が相乗して政党間1票格差を拡大する可能性がある問題（訴状27～30ページ）について、原審判決は何ら反証していない（民訴法第312条2項6号に該当）。

よって、原審判決は小選挙区における投票価値の格差について、昭和60年7月17日大法院判決（国会裁量権の合理性検討）に違背する形で理由不備を犯し、憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」（第14条1項）、「公務員の選定権」（第15条1項）、「全国民を代表する選挙」（第43条1項）、「議員・選挙人資格の差別禁止」（第44条）について「憲法上要求される合理的期間」などの違憲・架空の意味付けをして、違憲性を免除しようとする違法を犯している（民訴法第312条1項に該当）（民訴法第318条1項に該当）（民訴法第312条2項6号に該当）。

## 7 小選挙区制は優先的憲法要請と数科学的知見に違背し、違憲である

### (1) 小選挙区制は憲法より普遍的といえる数科学的知見に違背して違憲

原審判決は「小選挙区制は、選挙を通じて国民の総意を議席に反映させる一つの合理的方法ということができ、これによって選出された議員が全国民の代表であるという性格と矛盾抵触するものではないと考えられるから、小選挙区制を採用したことが国会の裁量の限界を超えるということとはできない(前掲最高裁平成11年(行ツ)第7号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁参照)」(27ページ)と判示する。

しかし、原審判決が参照として挙げている上記判決は、「衆議院小選挙区選出議員の選挙制度の仕組みについて区画審設置法三条二項が都道府県にあらかじめ定数一を配分することとした結果、人口の少ない県に完全な人口比例による場合より多めに定数が配分されることとなったからとあって、これによって選出された議員が全国民の代表者であるという性格と矛盾抵触することになるということとはできない。」と判示しているのであり、定数配分の格差がある程度あっても議員が全国民の代表者という要請には反しない旨を主張しているのであって、小選挙区制が投票者の過半数の死票を生んでも全国民の代表者という要請には反しない旨を主張しているのではないから、死票を最大化する小選挙区制の違憲性に対する反証となっていない。

死票を投じた有権者の意思は当選議員に反映されない。従って、国民の総意が議席に反映されないことは自明である。訴状33ページで指摘したように、小選挙区制のような相対多数代表制では、多数代表とは名ばかりで、多数意見さえ測定できないことがコンドルセのパラドックスとして知られており、特に小選挙区制が国民の総意を最も担保しない選挙制度であることは、憲法より普遍的基準たるべき数科学的知見としての同パラドックスに照らして、自明である。従って、小選挙区制によって選出された議員が「全国民の代表」(憲法第43条1項)であるなどとは到底いえない。

よって、原審判決は小選挙区制の代表性について、昭和60年7月17日大法廷判決(国会裁量権の合理性検討)に違背する形で、小選挙区制が「全国民の代表」(憲法第43条1項)に反することを示す同パラドックスに反証せずに「全国民の代表」を主張して理由不備を犯し、同条の解釈を誤っている(民訴法第312条1項に該当)(民訴法第318条1項に該当)(民訴法第312条2項6号に該当)。

## **(2) 小選挙区制は定量的憲法要請から導かれる定量的な選挙制度条件に適合せず違憲**

原審判決は「死票はいかなる制度でも生ずるもの」（27 ページ）と指摘する。しかし、小選挙区制が最大の死票を生み出す点を没却しており、これが暴論であることは上述した。

原審判決はまた、「死票を最小化することは、国民主権（憲法前文、43 条）や法の下での平等（同法 14 条 1 項）から当然に導き出すことができるものではなく、そのほか、死票を最小化することが憲法上の要請であるとする根拠を見いだすことはできない。」（27 ページ）と判示する。

しかし、訴状 33 ページで指摘したように、憲法前文「国民主権」、第 14 条「法の下での平等」からまず論理必然的に「平等な国民主権」が要求される。また当然ながら「平等な国民主権」は院内まで保障されなければならない。そして憲法前文「国民の厳粛な信託」、第 43 条「全国民を代表する選挙」という定量的な要請がなされている以上、投票機会の平等だけでなく、選挙で投票者の総意が生票として議席に反映され、主権者の総意が院内に反映されなければならない。従って、死票の最小化が定量的憲法要請から導かれる定量的な選挙制度条件である。

一方、死票を最大化する小選挙区制は「国民による国会での意見の多数決」さえ保障しない「国民の多数意見と国会の多数意見の乖離」（院内における「国民主権の格差」）を最大化する制度であることが自明であって、国民の軽薄な信託を受けてごく一部の国民の代表を選出する不当・不平等な選挙制度である。

平等な国民主権は、少なくとも院内における国民主権の格差を限りなく縮小すること、すなわち死票の最小化によって、初めて保障されるのである。

原審判決は、小選挙区制が死票を最大化して平等な国民主権を保障しない点について、昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決（国会裁量権の合理性検討）に違背する形で、上記趣旨の論を何の根拠もなく否定するのみで、死票最大化の立法目的・効果の存在とその合憲性・合理性も示さずに理由不備を犯し、憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」（第 14 条 1 項）、「全国民を代表する選挙」（第 43 条 1 項）の解釈を誤っている（民訴法第 312 条 1 項に該当）（民訴法第 318 条 1 項に該当）（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

**8 野宿者など住所非所有者の実質的な選挙権剥奪は制限選挙であり違憲である——住所非所有者も適正に生活保護を受給できるように、住所非所有者の選挙人名簿を調製して選挙の公正を確保できる（選挙無効の原因の制限）**

原審判決は 28 ページで、次のように判示している。



本件訴訟は、選挙人が民衆訴訟(行政事件訴訟法5条)である公職選挙法204条の選挙無効訴訟として選挙人たる資格で提起したものであるところ、民衆訴訟は、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」ではなく同項の「その他法律において特に定める権限」に含まれるものとして、「法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる」ものとされている(行政事件訴訟法42条)。そして、公職選挙法204条の選挙無効訴訟について、同条は選挙人又は公職の候補者のみがこれを提起し得るものと定め、同法205条1項は上記訴訟において主張し得る選挙無効の原因を「選挙の規定に違反することがあるとき」と定めており、これは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解される(最高裁昭和27年(オ)第601号同年12月4日第一小法廷判決・民集6巻11号1103頁、最高裁昭和51年(行ツ)第49号同年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号838頁参照)。このように、同法204条の選挙無効訴訟は、同法において選挙権を有する者とされている選挙人らによる候補者に対する投票の結果としての選挙の効力を選挙人又は候補者が無効原因の存在を主張して争う争訟方法であり、同法の規定において一定の者につき選挙権を制限していることの憲法適合性については、当該者が自己の選挙権の侵害を理由にその救済を求めて提起する訴訟においてこれを争うことの可否はあくとしても、同条の選挙無効訴訟において選挙人らが他者の選挙権の制限に係る規定の違憲を主張してこれを争うことは法律上予定されていない(最高裁平成26年(行ツ)第96号、平成26年(行ヒ)第101号同年7月9日第二小法廷決定・裁判集民事247号39頁参照)。

原審判決は長い判決文であるが、本件訴訟が選挙訴訟として適法に受理されたことが説明され、選挙制度本体の違法性を本件訴訟が選挙無効の原因として却下していないにもかかわらず選挙無効の原因が主として選挙管理規定に反することと時代遅れの主張を繰り返した後で突然、他者に係る選挙規定の違法性が選挙無効の原因にはならないと根拠なく指摘し、理由不備を犯している(民訴法第312条2項6号に該当)。

裁判を受けるという権利に一切の制限を設けていない憲法第32条を下位法(公選法、裁判所法、民訴法、行訴法)やその解釈で歪めることは、上述した通り、手前勝手な外形的立憲主義の主張で違憲である(民訴法第312条1項に該当)。

また公選法第 205 条 1 項は選挙訴訟で主張し得る選挙無効の原因を「選挙の規定に違反することがあるとき」とだけ規定しており、住所非保有者に係る選挙規定を除外していない。憲法は前文で「正当な選挙」を規定しており、住所非保有者向けの選挙人名簿を調製しないことは正当な選挙を保障しないから、「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当する。原審判決は、公選法第 205 条 1 項の解釈を致命的に誤っている（民訴法第 318 条 1 項に該当）。

原告適格制限のところでも述べたように、原審判決が支持する昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷判決は、選挙訴訟を候補者や特定の選挙人の権利利益の保護救済に関係なく選挙規定一般の違法性を排除するという公益上の要請から認められた制度だと考えているのである。

公選法第 204 条で提訴権者を選挙人又は公職の候補者に限り、公選法第 205 条 1 項で選挙無効の原因を選挙人名簿登載者に係る選挙規定の違反に限るとすれば、住所非保有者に係る選挙規定だけが民衆訴訟の対象から外れるという不合理が生じる。この不合理は、前記昭和 39 年 2 月 26 日大法廷判決（原告適格制限）が支持する仙台高裁の判決理由とまったく同じ論理構造である。昭和 39 年 2 月 26 日大法廷判決を認めるのであれば、住所非保有者に係る選挙規定も選挙無効の原因に含まれなければならない。

従って、原審判決の立場に立っても、選挙人が特定の選挙人ではない住所非保有者一般に係る選挙規定の違反を選挙訴訟で主張することは、公益上の要請から認められて当然である。

原審判決は昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決（国会裁量権の合理性検討）に違背する形で理由不備を犯し、また昭和 39 年 2 月 26 日大法廷判決（原告適格制限）に違背する形で理由齟齬を犯し、公選法第 205 条 1 項（選挙無効の原因）の解釈を誤っている（民訴法第 318 条 1 項に該当）（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

原審判決は平成 25 年（行ケ）第 92 号選挙無効請求事件平成 26 年 1 月 30 日東京高等裁判所判決（同事件の原告は本件訴訟の原審原告の 1 人たる太田光征）を引用している。しかし、原審判決も引用判決も、本件訴状 34～38 ページで指摘した種々の争点（憲法を飛び越えて違憲の住民基本台帳法第 1 条「国及び地方公共団体の行政の合理化に資すること」に依拠して住所非保有者の選挙人名簿を調製しない公選法、行政による民法第 22 条、23 条 1 項、24 条の住所割り当て義務と住民基本台帳法第 2 条の住所確保義務の不履行、住民基本台帳事務処理要領違反、過去の住民登録事例に対する違背、行政による住民登録消除の不法行為、国民主権の要を成すがゆえに選挙権行使の保障が生活保護（憲法第 25 条の生存権の保障）と同等以上に重要であるのに住所非保有者の生活保護受給を認めて住所非保有者の選挙人名簿登載を認めないという立法不均衡の齟齬、住所非保

有者の選挙人名簿を調製しても選挙の公正は確保できる事実など）に対する反証をことごとく怠り、理由不備・理由齟齬の極致をなしている（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

原審判決は「原告らの上記主張は、その余の点を検討するまでもなく採用することができない」（29 ページ）と述べている通り、明明白白な理由不備を犯している（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

よって、原審判決は、住所非保有者の選挙人名簿を調製しない立法不作為を容認することにつき、昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決（国会裁量権の合理性検討）に違背する形で理由不備を犯し、また昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷判決および昭和 39 年 2 月 26 日大法廷判決（原告適格制限）に違背する形で理由齟齬を犯し、公選法第 205 条 1 項（選挙無効の原因）、憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」（第 14 条 1 項）、「公務員の選定権」（第 15 条 1 項）、「全国民を代表する選挙」（第 43 条 1 項）、「議員・選挙人資格の差別禁止」（第 44 条）、「裁判を受ける権利」（第 32 条）の解釈を誤っている（民訴法第 312 条 1 項に該当）（民訴法第 318 条 1 項に該当）（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

## 9 高額選挙供託金規定は制限選挙規定であり違憲である

原審判決は、「選挙供託制度は、公正かつ適正な選挙を確保するため、真に国民の政治意思の形成に關与するために当選を争うという意思のない候補者又は政党等が届出をすることを防止しようとしたものであって、その目的は、相応の合理性を有するものであるし、公職選挙法 92 条の定める供託金の金額を含めて、選挙供託制度を採用したことが、国会の裁量の範囲に属することは明らかである（最高裁平成 10 年（行ツ）第 84 号同 11 年 11 月 10 日大法廷判決（乙 1）、最高裁平成 9 年（行ツ）第 127 号同 11 年 12 月 16 日第一小法廷判決（乙 2）参照）」（30 ページ）と判示する。

しかし、訴状 72 ページのまとめなどで指摘したように、上記の立法目的は国会で審議されていない架空のものであり、実際の立法目的を判断した国会裁量権の合理性を架空の立法目的に照らして評価することは論理的に不可能であって、法に照らして判断する裁判権の範囲を超える。原審判決は理由不備を犯している（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

また、上記の参照判決は下記の通りで、訴状 44 ページで指摘したように、理由不備の前者の判決を根拠とする後者の判決も理由不備である。前者で実際の立法目的に照らして「国会の裁量の範囲に属することが明らか」な根拠がまっ

たく示されていないからである。「国会の裁量の範囲に属することが明らか」とだけ記述すれば違憲にならないなら、すべての立法が合憲になってしまう。

「なお、供託について定めた改正公選法 92 条の規定は、国会の裁量の範囲に属することが明らかなものであって、憲法 15 条 1 項、14 条 1 項、44 条に違反しない。」（最高裁判所平成 10 年（行ツ）第 84 号平成 11 年 11 月 10 日大法廷判決、16 ページ）

「供託について定めた公職選挙法 92 条 1 項及び 93 条 1 項の各規定が所論主張の憲法の各規定に違反しないことは、最高裁平成 10 年（行ツ）第 84 号同 11 年 11 月 10 日大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。右と同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、論旨は採用することができない。よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。」（最高裁判所平成 9 年（行ツ）第 127 号平成 11 年 12 月 16 日第一小法廷判決、2～3 ページ）（平成 8 年（行コ）第 35 号供託金返還請求控訴事件平成 9 年 3 月 18 日大阪高等裁判所判決・訟月 44 卷 6 号 910 頁（以下、大阪高裁判決と称する）の上告に対する判決）

また原審判決は、「なお、原告らは、立法目的が合理的であるとしても、推薦制等の代替方法を採用しないことが憲法に違反するとも主張する。しかし、推薦制等を採用せず、選挙供託制度を採用したことが、国会の裁量の範囲を逸脱するものということとはできないことは、上記のとおりである。」（30 ページ）と判示する。

しかし、原審原告らは訴状 72 ページのまとめなどで指摘した通り、国会で審議された実際の立法目的および過去判例で示された架空の立法目的に合理性はないと考える。「上記のとおり」とあっても「上記」にも何ら根拠がない。実際の立法目的に照らし合わせての根拠を示さない限り、ただ文字面だけを連ねても判決の理由とはならないのである。この判示部分も理由不備を犯している（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

よって、原審判決は、昭和 60 年 7 月 17 日大法廷判決（国会裁量権の合理性検討）に違背する形で理由不備を犯し、憲法の「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」（前文）、「法の下での平等」（第 14 条 1 項）、「公務員の選定権」（第 15 条 1 項）、「全国民を代表する選挙」（第 43 条 1 項）、「議員・選挙人資格の差別禁止」（第 44 条）の解釈を誤って、基本的人権の中核をなす候補権と選挙権に財産の多寡によって差別をもたらす高額選挙供託金制度を合

憲とする違法に陥っており、破棄を免れない（民訴法第 312 条 1 項に該当）（民訴法第 318 条 1 項に該当）（民訴法第 312 条 2 項 6 号に該当）。

## 10 まとめ

以上をまとめると下表のようになり、原審判決は破棄を免れない。

争点	解釈を誤った憲法条項 (民訴法第 312 条 1 項)	理由 不備 ・理由齟齬の 存否 (民訴法 第 312 条 2 項 6 号)	違背する過去最高 裁判例 (民訴法第 318 条 1 項)	解釈を 誤った 法律条 項 (民訴 法第 318 条 1 項)
原告適格 制限	憲法第 32 条	存す る	昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷判決 (民衆訴訟解釈)	行訴法 第 5 条、 同法第 42 条、 公選法 第 204 条
投票価値 の格差一 般と政党 間 1 票格 差	憲法前文「国民主権」「国 民の厳粛な信託」「正当な 選挙」、「法の下での平等」(第 14 条 1 項)、「公務員の選 定権」(第 15 条 1 項)、「全 国民を代表する選挙」(第 43 条 1 項)、「議員・選挙 人資格の差別禁止」(第 44 条)	存す る	平成 24 年 10 月 17 日大法廷判決、昭和 60 年 7 月 17 日大法 廷判決(国会裁量権 の合理性検討)	-
定数配分	同上	存す	昭和 60 年 7 月 17 日	-

の格差とそれに起因する投票価値の格差		る	大法院判決（国会裁量権の合理性検討）	
ブロック間死票率格差（定数自体の格差、異定数・異種選挙制度の適用）	同上	存する	同上	-
当選枠配分の格差	同上	存する	同上	-
比例区選挙の立候補者数規定（候補者2割要件）	同上	存する	同上	-
小選挙区における投票価値の格差	同上	存する	同上	-
小選挙区制の代表性	「全国民を代表する選挙」（第43条1項）	存する	同上	-
小選挙区制による死票の最大化	憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」（第14条1項）、「全国民を代表する選挙」（第43条1項）	存する	同上	-
住所非保有者の選	憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な	存する	昭和39年12月10日第一小法院判決	公選法第205

挙権制限	選挙」、「法の下での平等」(第14条1項)、「公務員の選定権」(第15条1項)、「全国民を代表する選挙」(第43条1項)、「議員・選挙人資格の差別禁止」(第44条)、「裁判を受ける権利」(第32条)		(民衆訴訟解釈)、昭和39年2月26日大法廷判決(原告適格制限)、昭和60年7月17日大法廷判決(国会裁量権の合理性検討)	条1項 (選挙無効の原因)
高額選挙供託金制度	憲法前文「国民主権」「国民の厳粛な信託」「正当な選挙」、「法の下での平等」(第14条1項)、「公務員の選定権」(第15条1項)、「全国民を代表する選挙」(第43条1項)、「議員・選挙人資格の差別禁止」(第44条)	存する	昭和60年7月17日大法廷判決(国会裁量権の合理性検討)	-

(以上)

#### 附 属 書 類

1 上告理由書副本 10通